

リサイクル施設運転管理及び資源ごみ等収集運搬業務委託
公募プロポーザルにかかる質疑回答書

No	質疑	回答
1	納税証明書についてお聞きします。 （直前営業年度の法人税、消費税及び地方消費税に関する納税証明書並びに奈良県の県税及び本市の法人市民税納税義務者に当たっては当該納税証明書）の写しとありますが、取得すべき納税証明書の種類を具体的にご教示ください。 例えば：未納がない証明書・滞納がない証明書・事業年度記載され、かつ税額が記載されているものなど ※国税（法人税・消費税及び地方消費税）の場合は、証明書の種類に「その１」や「その３の３」などの区分がございます。	「直前営業年度の法人税、消費税及び地方消費税に関する納税証明書」の写しについては、「納税証明書（その３の３ 「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用）」を提出してください。 「奈良県の県税及び本市の法人市民税納税義務者に当たっては当該納税証明書」の写しについては、奈良県、本市がそれぞれ発行している、「県税（市税）について未納（滞納）がないことを証明する」納税証明書を提出してください。
2	実績の評価方法の参加割合について 実績申請した共同企業体等で本業務に参加する場合 （例）２者中２者が参加していた場合は、2/2がCに入る 6者中２者が参加していた場合は、2/6がCに入る と記載されており、共同企業体の実績を申請した場合は、上記（例）とおりの参加割合となることは理解できますが、A社・B社の２社で構成された共同企業体として参加した場合において、A社単独の実績を申請する場合の参加割合は、1または、0.5（1/2）のいずれとなりますでしょうか。 もし、参加割合が0.5（1/2）として算定される場合においては、共同企業体として参加することにより、実績の評価が半減し、制度趣旨に照らしても著しく不利となります。	参加割合の考え方としては、「１件の実績としてカウントした業務に対する、申請企業の占める請負割合」となりますので、A社単独の実績として申請する場合（第４号様式「受注実績調書」の当該業務の受注者区分で単独を選ぶ場合）は「１」となります。

	また、共同企業体は、複数企業が協力して安全かつ円滑に業務を遂行することを目的として構成されるものであり、構成企業のうち A 社単独で業務を履行した実績であっても、他の自治体では、共同企業体の 100%の実績として取り扱いをされております。 以上の点も踏まえ、参加割合が 0.5（1/2）と判断される場合は、その理由や根拠についても、明確にご説明をお願いいたします	
3	民間で中間処理施設等を運営（運転管理）している場合、「I リサイクル施設運転管理業務」の類似 1 に該当すると理解しておりますが、間違いないでしょうか。 （その際に添付するものは、廃棄物処分業許可証で良かったでしょうか。） その場合、評価点の計算式は、以下（例）のとおりで間違いないでしょうか。 （例）中間処理施設等を 10 年以上運営（運転管理）している場合 区分係数（0.6）×実績年数（10）×参加割合（1）×官民区分（0.5）＝評価点（3）	お問合せの施設ですと、「I：リサイクル施設運転管理業務」の類似 1 に該当すると考えられます。添付書類は、資源ごみ・不燃ごみ・粗大ごみの全部またはいずれかの分別・圧縮を一括して行う業務の内容が客観的に見てわかるのであれば、廃棄物処分業許可証で可とします。 評価点の計算例もお見込みのとおりです。
4	保有資格届に、「応募者と配置予定者との雇用関係を証する書類を添付すること。」と記載がありますが、雇用関係を証する書類とは、応募者の任意の様式（労働契約書他）、又は公的書類（雇用保険加入証明）のどちらとなりますでしょうか。ご教示ください。	原則は、社会保険・雇用保険加入証明などの公的書類とします。